

大崎町 esports 大会委託業務に係る企画提案競技実施要項

1 目的

e スポーツは若年層だけではなく幅広い年齢層で楽しめるコンテンツであり、その人気は日本においても高まりつつあるなかで、e スポーツにおける町民の認知度向上及び交流人口の増を図り、地域経済への波及や地域の活性化につなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

大崎町 esports 大会開催業務

(2) 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりです。詳しくは、仕様書をご確認ください。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 業務想定金額 5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

提案にあたっては、上記金額の範囲で見積もること。（この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる。）

3 参加資格要件

次の(1)から(10)の全てに該当する者とする。

なお、本プロポーザルは、異なる種の esports 体験や教室、イベントの企画・運営など、多岐にわたることから、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同事業体の参加も認めるものとします。

- (1) 大崎町での入札参加有資格を有する者。未登録者においては、令和7年8月26日までに入札参加資格の登録を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4の規定にいずれも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 大崎町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年6月27日告示第41号）第3条及び大崎町建設工事等における暴力団排除措置要綱（平成22年11月4日告示第56号）第2条に規定する対象に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) これまでに esports イベントや体験会等の主催、共催、協力の実績があること。
- (8) 経営状況及び経営規模において、本業務の遂行に支障がない者であること。
- (9) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

4 参加資格の停止

参加資格があると認めた者が、次の項目に該当することとなったときは、参加を取り消すこととする。

- (1) 審査日までに、大崎町の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 審査日までに、本件プロポーザルの参加に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (5) 見積書の見積金額が見積限度額を超えている場合。
- (6) その他町長が特にプロポーザルに参加させることが不相当であると認めたとき。

5 スケジュール

期日	内容
令和7年7月28日	募集要項等の公表
令和7年8月8日 12時まで	質問の提出期限
令和7年8月20日 17時まで	参加表明の提出期限
令和7年9月5日 17時まで	企画書の提出期限
令和7年9月16日(予定)	書類審査
令和7年9月17日	審査結果の通知
令和7年9月17日	契約

6 企画提案書等の提出方法等

- (1) 下記に掲げる書類を提出期限までに原則郵送すること。

	書類の名称	提出部数	提出期限
ア	プロポーザル参加表明書(様式1)	1部	令和7年8月20日17時
イ	esports推進業務実績調書(様式2)	1部	
ウ	会社概要及び会社沿革(簡潔なもの)	1部	
エ	共同事業体協定書(該当する場合のみ)	1部	
オ	企画提案書一式	8部	令和7年9月5日17時

※ 提出期限は、必着とする。

※ 書類は全て簡易書留で送付すること。

- (2) 提出場所 大崎町役場 商工観光課 広報観光係

- (3) 提出書類等について

ア プロポーザルの参加に要する一切の費用(企画提案書作成費、交通費等)は事業者の負担とします。

イ 提出された企画提案書等は、返却しません。

ウ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲内において、本町で複製を作成することがあります。

エ 企画提案書の受理後はいかなる追加及び修正を認めません。

オ 提出された企画提案書等が次に該当する場合は無効とします。

- ① 企画提案の内容が本要項の条件に適合しないもの
- ② 虚偽の記載があるもの

7 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書に留意の上、必ず下記の事項を盛り込むこと。また、プレゼンテーションの機会を設けず、提出書類による審査とするため、具体的に記載すること。

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案書には、次の事項に関する提案を明確に記載すること。また、下記(3) 企画提案書作成の項目についての項目番号順に企画提案書を作成すること。
- (3) 企画提案書作成の項目について

I 業務遂行の体制

- ① 組織図
- ② 業務責任者
- ③ 業務担当者
- ④ スタッフの専門性
- ⑤ サポート体制
- ⑥ 他団体から受託した同種・類似事業の実績
- ⑦ 個人情報保護の対策（プライバシーマーク取得など）

II 具体的な業務内容

- ① eスポーツ大会やエキシビジョンマッチ等の開催
- ② eスポーツ普及に向けた一般向け体験会や公開試合等の実施
- ③ 物販・観光PRイベントの実施
- ④ 周知, 広報
- ⑤ その他, 上記以外にeスポーツが大崎町民に広く普及するための提案（独自提案）

III その他

参考見積書（8見積りに当たっての前提を参照）

8 見積りに当たっての前提

参考見積書は、A4版で様式は自由ですが、業務名と金額（税込み）、積算内訳を記入してください。ただし、2（4）の業務想定金額に留意願います。

9 本業務に関する質疑及び回答

本件募集内容について質問がある場合は、質問書（様式4）により、メールにより受け付けます。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じません。

- (1) 提出期限 令和7年8月8日（金）12時（厳守）
- (2) 受付メールアドレス kanko@town.kagoshima-osaki.lg.jp
- (3) メールの件名

「大崎町 esports 大会委託業務に関する質問」とすること。

- (4) 回答方法

提出期日後、質問者に関する情報は伏せううえで、8月14日（木）までに質問者にメールで回答したうえで町ホームページに掲載します。

10 受託候補者の選定

受託希望者から提出された企画提案書について本町が設置する審査委員会による審査を行い、受託候補者の順位を決定します。提案者の提出資料については以下の各審査項目に基づき採点します。

なお、提案が1件のみであった場合も選定委員会で協議のうえ、選定の可否を決定します。

(1) 審査

各項目における各審査員の審査結果から算出する平均点の合計得点を審査結果とし、第一順位の者を受託候補者として選定します。ただし、合計点が6割を下回るときは、応募事業者が1事業者のみであっても、受託候補者として選定しません。

	審査項目	評価のポイント
I 業務遂行の体制 (配点 25 点)	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行できる能力及び組織体制を有しているか。 ・業務責任者について、esports における知識及び能力等が明示されており、適切であるか。 ・緊急時の連絡や迅速な対応体制が整っているか。
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と同様又は類似の事業の実績があるか。
	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理は適切か（情報セキュリティ管理体制等）。
II 具体的な業務内容 (配点 60 点)	業務目的に沿った企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された内容は、総じて今回の業務目的を理解し提案されているか。
	e スポーツ大会やエキシビジョンマッチ等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・大会等におけるゲームタイトルは知名度も高く、多くの参加者が見込まれるか。 ・ゲストは著名な人物で幅広い集客が見込まれるか。 ・競技方法は適正で会場の盛り上がり期待できるものであるか。
	e スポーツ普及に向けた一般向け体験会や公開試合等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・e スポーツを経験したことのない方でも来場し、体験できる内容となっているか。 ・大会と連動し盛り上がるような一般向けのイベントが提案されているか ・教育や医療福祉など e スポーツの様々な分野での可能性を提案するプログラムとなっているか
	物販・観光 PR イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大会や体験会と連動し、来場者満足度が上がることが期待できるか ・大崎町をはじめ、出店者の PR になるような提案となっているか。
	周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、周知方法の提案は、イベント参加を期待する層に確実に届く手法がとられているか。
	その他、上記以外に e スポーツが大崎町民に広く普及するための提案（独自提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された内容は、今後の e スポーツの普及が期待でき、事業効果を高めることのできる内容か。
III その他 (配点 15 点)	経費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書における総額が最も低い者を満点。次点以降は、3割ずつ減算した点数を付する。

(2) 審査後の通知

本町は、前述の審査後、速やかに受託希望者に対し、順位を通知するとともに、受託希望者第一順位の事業者（以下、「第一受託候補者」という。）と受託内容の確認等を行います。

なお、評価内容及び選定結果についての問い合わせや異議申し立ては受け付けません。

(3) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果等をホームページにて公表します。

(4) 審査後の手続き

第一受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結します。

ただし、第一受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の受託候補者と契約協議を行います。

13 問い合わせ・提出先

大崎町役場 商工観光課 広報観光係

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地

TEL 099-476-1111 (231)

MAIL kanko@town.kagoshima-osaki.lg.jp